

平成30年度

救急業務のあり方に関する検討会

傷病者の意思に沿った救急現場における
心肺蘇生の実施に関する検討部会

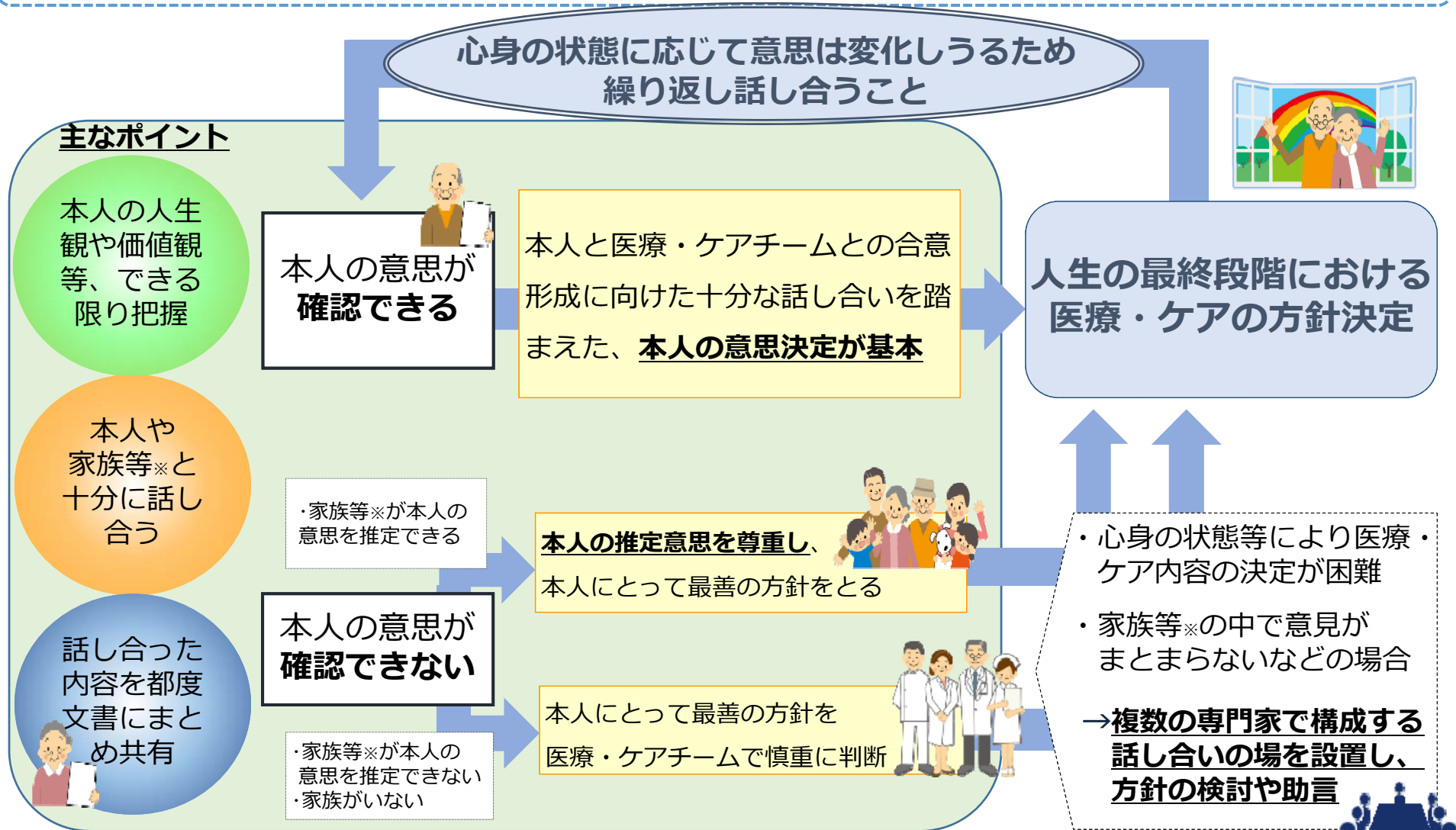
補足説明資料

平成30年10月24日(水)

消防庁救急企画室

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」 意思決定支援や方針決定の流れ（イメージ図）（平成30年版）

人生の最終段階における医療・ケアについては、医師等の医療従事者から本人・家族等へ適切な情報の提供と説明がなされた上で、介護従事者を含む多専門職種からなる医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人の意思決定を基本として進めること。



※本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、話し合いに先立ち特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておくことが重要である。
※家族等には広い範囲の人(親しい友人等)を含み、複数人存在することも考えられる。



関係法令

○消防組織法（昭和22年法律第226号）

（消防の任務）

第一条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

○消防法（昭和23年法律第186号）

第一条 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

関係法令

○消防法

第二条 この法律の用語は左の例による。

②～⑧ 略

⑨ 救急業務とは、災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入する場所において生じた事故（以下この項において「災害による事故等」という。）又は政令で定める場合における災害による事故等に準ずる事故その他の事由で政令で定めるものによる傷病者のうち、医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によつて、医療機関（厚生労働省令で定める医療機関をいう。第七章の二において同じ。）その他の場所に搬送すること（傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うことを含む。）をいう。

○消防法施行令（昭和36年政令第37号）

（災害による事故等に準ずる事故その他の事由の範囲等）

第四十二条 法第二条第九項の災害による事故等に準ずる事故その他の事由で政令で定めるものは、屋内において生じた事故又は生命に危険を及ぼし、若しくは著しく悪化するおそれがあると認められる症状を示す疾病とし、同項の政令で定める場合は、当該事故その他の事由による傷病者を医療機関その他の場所に迅速に搬送するための適当な手段がない場合とする。

関係法令

○消防法

第三十五条の五 都道府県は、消防機関による救急業務としての傷病者（第二条第九項に規定する傷病者をいう。以下この章において同じ。）の搬送（以下この章において「傷病者の搬送」という。）及び医療機関による当該傷病者の受入れ（以下この章において「傷病者の受入れ」という。）の迅速かつ適切な実施を図るため、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（以下この章において「実施基準」という。）を定めなければならない。

②・③ 略

④ 都道府県は、実施基準を定めるときは、あらかじめ、第三十五条の八第一項に規定する協議会の意見を聴かなければならない。

⑤・⑥ 略

第三十五条の七 消防機関は、傷病者の搬送に当たっては、実施基準を遵守しなければならない。

② 医療機関は、傷病者の受入れに当たっては、実施基準を尊重するよう努めるものとする。

第三十五条の八 都道府県は、実施基準に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織するものとする。

②～④ 略

関係法令

○救急業務実施基準（昭和39年自消甲教発第6号）

（搬送を拒んだ者の取扱い）

第十七条 隊員及び准隊員は、救急業務の実施に際し、傷病者又はその関係者が搬送を拒んだ場合は、これを搬送しないものとする。

（死亡者の取扱い）

第十九条 隊員及び准隊員は、傷病者が明らかに死亡している場合又は医師が死亡していると診断した場合は、これを搬送しないものとする。

○救急隊員及び准救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和53年消防庁告示第2号）

（応急処置を行う場合）

第三条 隊員は、傷病者を医療機関その他の場所に収容し、又は救急現場に医師が到着し、傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、傷病者の状態その他の条件から応急処置を施さなければその生命が危険であり、又はその症状が悪化する恐れがあると認められる場合に応急処置を行うものとする。

死因の種類

死亡診断書(死体検案書)において、
「病死及び自然死」以外の死因の種類として、

- 外因死
 - 不慮の外因死:
交通事故、転倒・転落、溺水、煙・火災及び火焰による傷害、窒息、中毒
 - その他及び不詳の外因死:
自殺、他殺、その他及び不詳の外因
- 不詳の死

が挙げられている。(医師法施行規則(昭和23年厚生省令第47号)第4号書式)

救急業務実施基準第17条の傷病者の「関係者」について

(搬送を拒んだ者の取扱い)

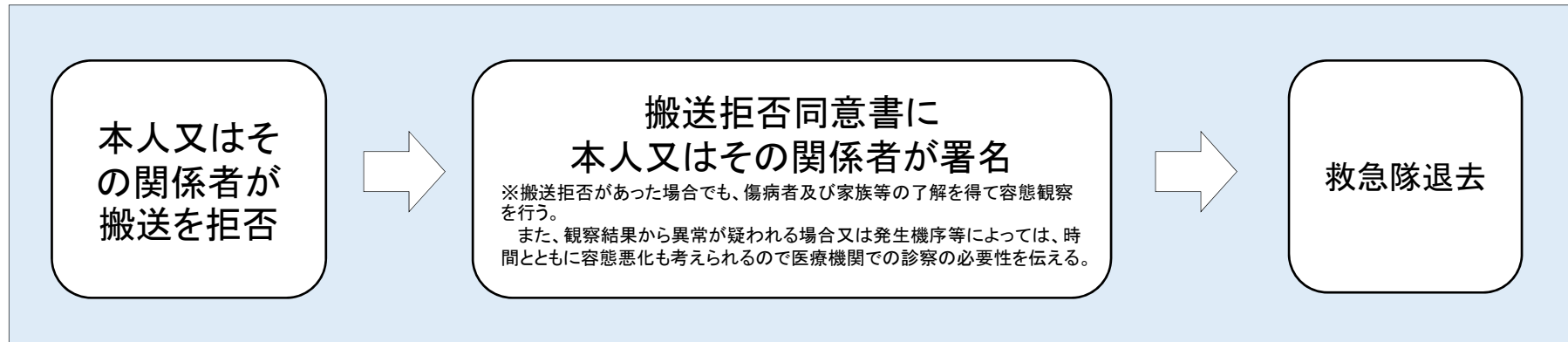
第十七条 隊員及び准隊員は、救急業務の実施に際し、傷病者又はその関係者が搬送を拒んだ場合は、これを搬送しないものとする。

その関係者とは、傷病者の関係者のことであり、具体的には親と子、先生と生徒との関係のように、傷病者が的確な意思表示を欠く場合に、責任ある行動をとることができる人をさすものである。

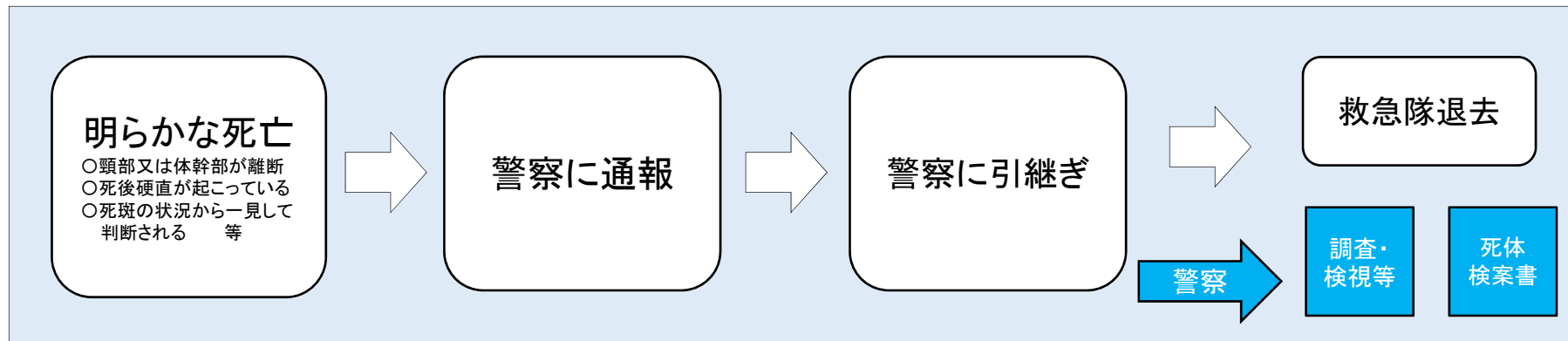
※「救急業務実施基準」の解説(その八)(近代消防(1982年11月号))

不搬送の場合の一般的な対応

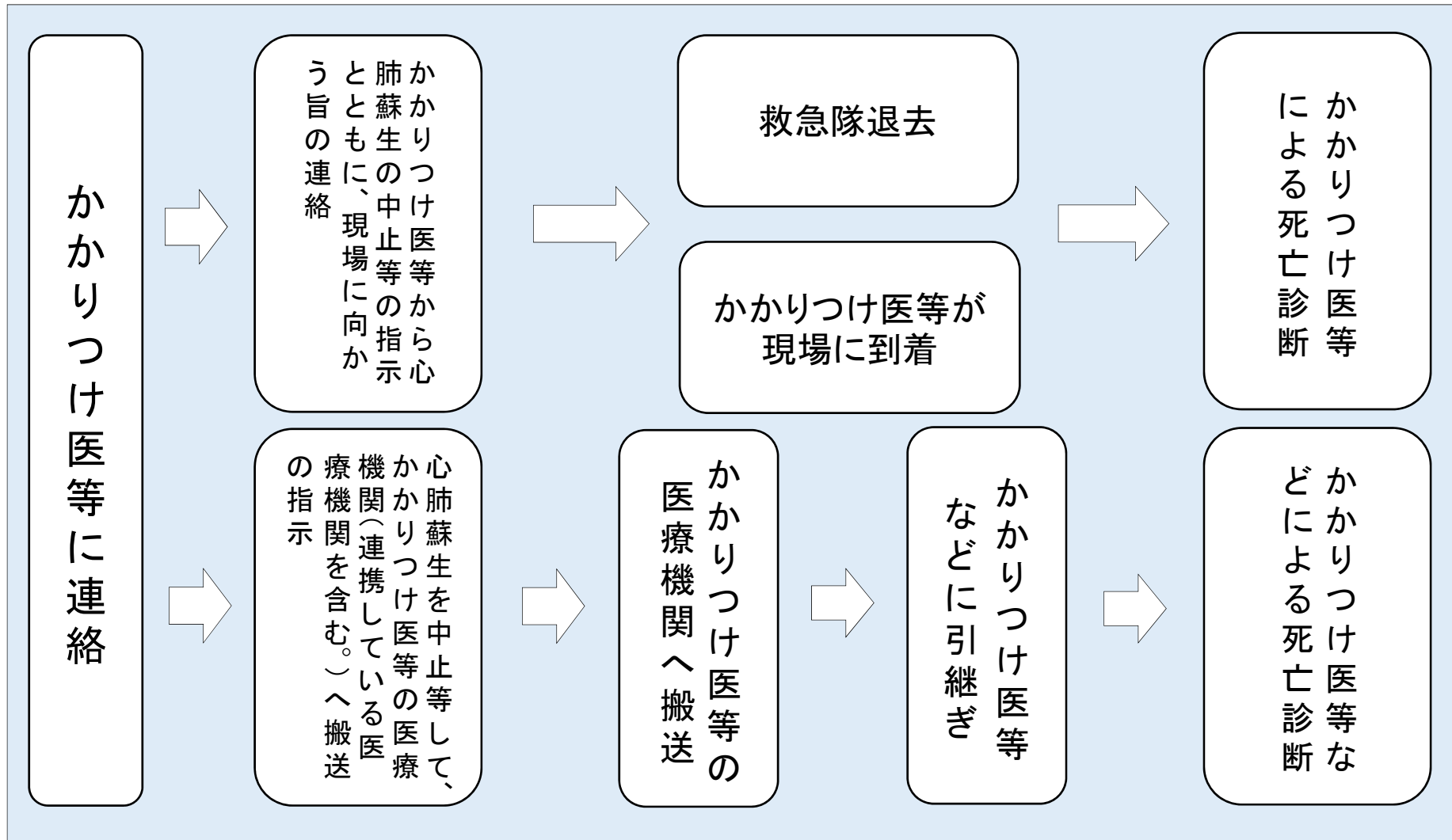
① 搬送を拒んだ者の取扱い



② 明らかに死亡している場合



心肺蘇生の中止等の場合における医師への引継ぎと搬送の一般的な流れ



※ かかりつけ医等に連絡がつかない場合やかかりつけ医等が判断できない場合がある

心肺機能停止傷病者をかかりつけ医（主治医）の医療機関以外に搬送し、死亡した場合の例

